## 堺市への遺贈寄附のご案内

堺市では「自分が残す財産を堺のために役立てたい」というご意志をお持ちの方からの遺贈寄附の受入を行っております ご寄附いただく大切な財産は、可能な限り寄附者様のご意志に沿った目的に活用させていただきます

## ★ご寄附の使いみちの例★

カーボンニュートラル実現の推進



子育て環境の整備



都市基盤・生活基盤の充実



歴史的資産の保全



文化・スポーツの振興



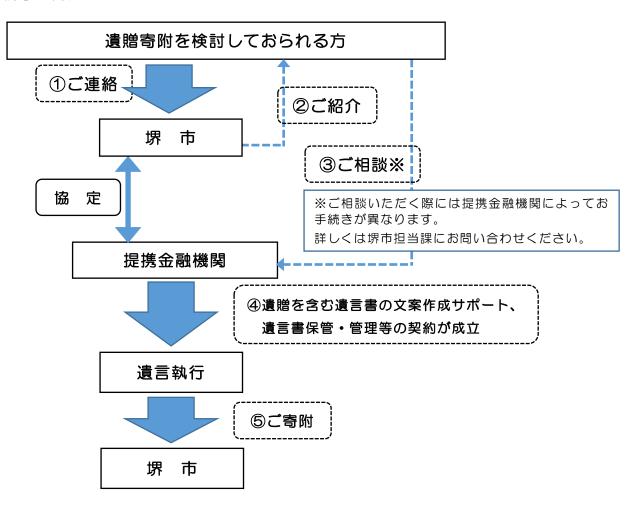
福祉の充実



・このほか、具体的な寄附金の活用希望事業等がある場合は、本市資金課までお 気軽にご相談ください

- 遺贈のご意志を遺漏なく実現するためには、遺言書の作成が有効となります
- ・堺市と協定を締結している提携金融機関では、公正証書遺言の文案作成に関する事前のご相談をお受けいただけます。ご相談を希望される方は、まず本市資金課までご連絡をお願いします。【財政局財政部資金課072-228-7191】
- ・なお、提携金融機関での相談につきましては無料となっておりますが、遺言信託等の 各種サービスのご利用にあたり、各金融機関所定の手数料・費用がかかります
- また、公証役場での公正証書遺言作成についても別途費用がかかります

## ★お手続きの流れ★



★堺市と遺贈寄附に関する協定を締結している提携金融機関★

担当課:財政局財政部資金課 072-228-7191